### 議案第28号

愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及 び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成23年3月31日をもって愛知県後期高齢者医療広域連合から幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を脱退させることとし、愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成23年3月3日提出

大口町長 森 進

### (提案理由)

この案を提出するのは、平成23年4月1日に幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域が西尾市に編入されることに伴い、この規約の一部を変更することについて協議する必要があるからである。

### 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)の 一部を次のように変更する。

第8条第2項中「13まで」の次に「(選挙区分9を除く。)」を加え、同条第 5項中「選挙区分14」を「選挙区分9及び14」に改める。

別表第2の9の項中「、一色町、吉良町、幡豆町」を削る。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

# 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表

新 旧

### (議員の選挙の方法)

### 第8条 略

- 2 別表第2中選挙区分1から13まで<u>(選挙区</u>2 別表第2中選挙区分1から13までの選挙区 分9を除く。) の選挙区における選挙について は、各選挙区内の各市町村議会において、その 定数の3分の1以上の推薦があった者を候補者 薦があった者を候補者とする。 とする。
- $3\sim4$  略
- 5 別表第2中<u>選挙区分9及び14</u>の選挙区につ 5 別表第2中<u>選挙区分14</u>の選挙区について いては、地方自治法第118条の例による。
- 6 略

## 別表第2(第8条関係)

(214 - 214)241.9				
選挙区分	選挙区市町村	定数		
1~8	(略)	(略)		
9	西尾市	1		
10~14	(略)	(略)		

### (議員の選挙の方法)

### 第8条 略

における選挙については、各選挙区内の各市町 村議会において、その定数の3分の1以上の推

#### $3\sim4$ 略

- は、地方自治法第118条の例による。
- 6 略

### 別表第2(第8条関係)

選挙区分	選挙区市町村	定数
1~8	(略)	(略)
9	西尾市 <u>、一色町、</u> 吉良町、幡豆町	1
10~14	(略)	(略)